



平成19年5月23日

各 位

会社名	東邦チタニウム株式会社
代表者名	代表取締役社長 野上 一治
コード番号	5727 (東証第一部)
問合せ先	総務部長 松原 浩
	(電話番号 0467-87-2830)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成19年6月28日開催予定の当社第76期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株主への周知性の向上及び事務の合理化を図るため、電子公告を採用することとし、現行定款第5条を変更するものであります。また、不測の事態に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材の招聘を容易にするため、責任軽減規定である変更案第27条、第28条、第37条及び第38条を新設するものであります。なお、本議案を本総会に提出することにつきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会では決議せず取締役会の決議で行う旨の変更を行うものであります(第42条新設)。なお、この規定の新設に伴い、現行定款第39条(変更案第43条)に第2項及び第3項を追加するとともに、現行定款第8条及び第40条は不要となりますので、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u> <u>に掲載して行う。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告によ</u> <u>り行う。ただし、電子公告によ</u> <u>ることのできない事故その他の</u> <u>やむをえない事由が生じたとき</u> <u>は、日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p>
<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2</u> <u>項の規定により、取締役会の決議</u> <u>によって自己の株式を取得する</u> <u>ことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、<u>取締役(取締役であ</u> <u>った者を含む。)の会社法第423</u> <u>条第1項の責任につき、その取締</u> <u>役が職務を行うにつき善意にし</u> <u>てかつ重大なる過失がない場合</u> <u>は、取締役会の決議により、法</u> <u>令の定める限度において、その</u> <u>責任を免除することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との間の責任限定契約) 第28条 当社は、<u>社外取締役との間</u> <u>で、当該社外取締役の会社法第</u> <u>423条第1項の責任につき、当該</u> <u>社外取締役が職務を行うにつき</u> <u>善意にしてかつ重大なる過失が</u> <u>ないときは、法令の定める限度</u> <u>まで、その責任を限定する契約</u> <u>を締結することができる。</u></p>
<p>第28条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 当社は、<u>監査役(監査役であ</u> <u>った者を含む。)の会社法第423</u> <u>条第1項の責任につき、その監査</u> <u>役が職務を行うにつき善意にし</u> <u>てかつ重大なる過失がない場合</u> <u>は、取締役会の決議により、法</u> <u>令の定める限度において、その</u> <u>責任を免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(社外監査役との間の責任限定契約) 第38条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令の定める限度まで、その責任を限定する契約を締結することができる。
第36条～第38条 (条文省略)	第39条～第41条 (現行どおり)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
(期末配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 (現行どおり) 2. 当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。 3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第41条 (条文省略)	第44条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月28日(木曜日)(予定)
定款変更の効力発生日	平成19年6月28日(木曜日)(予定)

以上